

事務連絡  
令和5年7月28日

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 公 私 立 短 期 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学を設置する各地方公共団体の長 殿  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

令和5年度「職業実践力育成プログラム」(BP)の申請等について(依頼)

職業実践力育成プログラム(BP: Brush up Program for professional)については、平成27年7月31日に、別紙1(別添1内)のとおり公布・施行された「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」(平成27年文部科学省告示第124号)により、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的とし、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な課程を文部科学大臣が認定して奨励する仕組みとして創設され、令和5年6月現在で、379課程を認定しています。

令和5年度においても、令和5年7月28日(金)から令和5年10月6日(金)の期間で、「職業実践力育成プログラム」(BP)の公募(令和6年4月1日以降の課程が対象)を行いますので、申請を希望する場合には、別添1「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程の施行等について(通知)」、別添2「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項、その他追って当省ホームページに掲載する関係資料をご覧ください、必要な調書を作成し、申請されるようお願いいたします。(なお、様式等は、令和5年7月28日(金)以降に当省のホームページに掲載しますので、確認の上、ダウンロードして申請してください。)

本制度は、社会人の学び直しを継続的・発展的に拡大していくための土台となる仕組みであり、文部科学省における社会人の学び直し関係施策や関係省庁の政策との連携を行っています。

本制度の認定プログラムは、厚生労働省の教育訓練給付制度への講座指定申請が可能です。BP認定プログラム379課程のうち、教育訓練給付の主な指定講座は専門実践教育訓練給付197講座、特定一般教育訓練給付36講座(令和5年4月現在)となっており、指定講座の受講者は、教育訓練経費(入学科及び受講料)の20%~最大70%について国からの支援が受けられ、受講の大きな後押しとなります。

「職業実践力育成プログラム」(BP)へ申請される大学等におかれましては、教育

訓練給付制度への申請についても検討をお願いします。教育訓練給付金を申請される場合は、必要に応じ、職業実践力育成プログラムへの申請と教育訓練給付の講座指定申請内容について、文部科学省及び厚生労働省（委託事業者を含む）において情報共有させていただく場合がありますので、お含みおきください。

【教育訓練給付制度について】

- ・受講者が教育訓練給付金の支給を受けるためには、B P 認定大学等が別途、厚生労働省が所管する教育訓練給付の講座指定申請（申請時期は例年4月及び10月の年2回）を行い、教育訓練給付の対象講座として指定を受ける必要があります。
- ・「職業実践力育成プログラム」（B P）に係る申請中の段階であっても、専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練の指定申請を行うことが可能です（例えば、翌年4月に開講する教育訓練について専門実践教育訓練の指定を受けたい場合には、本年10月に厚生労働大臣に専門実践教育訓練の指定申請をする必要があります）。

なお、この場合においても厚生労働大臣が定める指定基準を満たす必要があるため、詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。

参考：厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyououryouku/career\\_formation/kyouiku/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyououryouku/career_formation/kyouiku/index.html)

【「職業実践力育成プログラム」（B P）の申請方法等について】

ア 申請方法

ファイルに綴じた書類2部を下記申請先に送付いただくとともに、同様の資料を以下のURLに御提出ください。詳細は記入要領を参照してください。

イ 書類送付先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課B P 担当

※書類提出の際は記入要領を参照ください。

ウ データ提出先

<https://mext.ent.box.com/f/b72eccf1e76e4b9ba5adf7fa636dfae8>

※データ提出の際は記入要領を参照ください。

エ 申請期限

令和5年10月6日（金）17時まで ※必着

オ 様式・別添等掲載場所

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/bp/1360305.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/1360305.htm)

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課B P 担当  
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
電話：03-5253-4111（内線 3286、3672）